

令和7年度事業計画

1 全体方針

青少年の自立を支える会（以下、本会）は設立から28年を経て、社会的養護から放り出された子どもの支援から、社会的養護の網からも零れ落ちてしまっている子どもの支援へと、活動の裾野を広げてきた。本会の活動はしっかり根のはったものになり、世間からも一定の評価を得てきたが、これまでの活動を総括しながらも、本会が果たすべき使命について改めて議論していくかなければならない。

星の家では、夫婦住込みの体制から通勤制に代わって3年が経過した。宿直者が実質3人（ひと月あたり1人約10回）という体制の中で、入居者へのケアを行っていくかねばならない状況のなか、ホームの運営は試行錯誤しながらのものにならざるを得ないが、スタッフ同士そして星の家を取り巻く関係者との協働のなか、入居者への支援の質を低下させないようチームとして対応していきたい。

近年、星の家にやってくる子どもは、自立していこうという意欲が乏しく、入居の期間が2～3年と長引く傾向にある。また、中卒後すぐに入居に至ったり、高校に在学しているケースがあったり、精神疾患や発達課題があったりと、入居してくる子どものニーズが多様化しており、支援のあり方にも様々な工夫が求められている。昨年4月の改正児童福祉法の施行により、22歳に達する年度末までの限定的だった支援について年齢要件がなくなることのほか、20歳を過ぎてからの入居も可能となる。入居の期間が長くなり、加えて年齢幅が拡大していく傾向は避けられないなか、どのような支援をしていくべきなのか支援のあり方を検討していかねばならない。

ファミリーホーム「はなの家」では、中学・高校生が暮らしているが、学習や部活動など子ども個々のニーズに対応するために多くの労力が割かれる状況にある。また、宇都宮市のショートステイや児童相談所からの委託一時保護の受入れにも対応しており、フル稼働の状況が続いているが、昨年度よりファミリーホームには個別対応職員の加配が認められたことから、職員増を図っていきたい。加えて、経験豊かなホーム長であればこそ何とか業務をこなしてはいるが、多大な負担がかかっている状況であり、「はなの家」のこれからについても検討を始めなければならない。

子どもの居場所「月の家」は10年が経過した。地域の子育て支援において居場所の重要性が認識されており、改正児童福祉法の施行により児童育成支援拠点事業として法制化された。これは栃木県が取り組んできた居場所事業をモデルとしており、「月の家」には県外からの見学者が絶えない。今後この事業が全国各地に広がっていくことが予想される。しかし、市町村レベルでは十分なノウハウがないことや、そもそも居場所の担い手がいないことが課題となっている。居場所の更なる普及に取り組んでいくとともに在宅支援のすそ野を広げていきたい。

「ママと赤ちゃん家」は、星の家を中心に社会的養護のなかで育った子どもが母親となり、親族の支援がないなか子育てに苦悩する姿を目の当たりにする機会が増えてきており、活動のすそ

野を広げていきたい。

設立当初から活動してきたメンバーが高齢化し、中心を担うメンバーの若返りは喫緊の課題となっているが、思うようにいかない状況にある。NPO法人の組織運営のあり方、具体的には若い人が職業として選択できる組織となっていくために何が必要なのかも議論していかなければならない。いずれにしても、今後本会が長く活動を継続していくためには財政基盤の安定は必至のこととなっており、星の家まつりとチャリティーコンサートの収益事業などを通して、本会を支援する人々の輪を大きくしていかなければならない。併せて、広報活動に努めたり、啓発活動としての研修会を実施していくことで、活動への理解を広めていくとともに会員の拡大を図ってていきたい。

2 事務局の活動

恒常的な活動	事務局会議	毎月第一火曜日
6月 8日	理事会・総会 (アミークス)	
7月	会報・星の家だよりの発行	
10月 19日	星の家まつり (ロマンチック村ローズハット)	
11月	子ども虐待をなくそう！県民のつどい	
1月	会報・星の家だよりの発行	
3月 22日	コンサート (宇都宮市文化会館大ホール)	
3月	理事会	

3 運営委員会

恒常的な活動	会の事業に関する検討を行う。毎月（第三火曜日）
研修会	

4 特定非営利活動

- (1) 自立援助ホーム「星の家」の運営
ケース会議 毎月第四金曜日
- (2) ファミリーホーム「はなの家」の運営
ケース会議 毎月第二金曜日
- (3) 宇都宮市委託事業 子どもの居場所「月の家」の運営
- (4) ママと赤ちゃん家

5 収益事業

チャリティーコンサート
星の家まつり

6 その他